

「たばこ屋さん目線」からの川柳

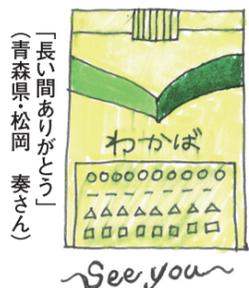
今月号の「たばこ屋さん目線」からの川柳(全協協賛)は、10月10日までに寄せられた108句の「川柳」の中から、次の7名の方の作品、8句を紹介いたします。

- ◆ **コスモスの 中れる墓標に たばこの香**
(福島県福島組合・野崎 利子さん)
- ◆ **客減るも 街の燈火 消せぬたばこ店**
(茨城県潮来組合・吉川 仁正さん)
- ◆ **ひとり居の たばこを友に 米寿超え**
(富山県富山組合・神本 俊子さん)
- ◆ **わしや元氣 値上げもよからう 九十二歳**
(三重県三重組合・中西 徹さん)
- ◆ **過疎の街 隅照らす たばこ自販機**
(三重県三重組合・中西 徹さん)
- ◆ **生き写し ふかず仕草に ふと夫(つま)を**
(兵庫県龍野組合・藤原 まきのさん)
- ◆ **円満は たばこを趣味に 妻を愛で**
(徳島県徳島西部組合・石原 恵津子さん)
- ◆ **値上がりは またかまたかと やめられず**
(愛媛県宇和島組合・井上 貴代さん)

ご応募をお待ちしています

応募要領 「たばこ屋さん目線」からの川柳:「あの日あの時・思い出の写真」

- 応募対象...①川柳も②写真も、たばこ組合員および組合関係者
- 応募締切...特になし
- 応募方法...①川柳は、ハガキまたはFAXで。1回の応募は3首(3作品)まで。未発表のものに限る。②写真は、封筒でお願いします(写真は必ず返却致します)。③掲載作品には薄謝進呈。
- ★応募に当たっては、住所・氏名・年齢・電話番号・所属組合名を忘れずに!!
- 応募先(問い合わせ先)
〒105-0004 東京都港区新橋6-2-1 木村ビル801 (株)アーネスト
- FAX...03-3432-8347 (☎03-3432-8346)



「長い間ありがとう」(青森県・松岡 奏さん)

●「キャスターマイルド」(現・ウインストン・キャスター・ホワイト・5)を愛好しているお得意様がいらつしやいます。全国の紙巻たばこ販売ベスト18のたばこです。ちなみに、主人も、孫も「キャスターマイルド」です。私もお店では「キャスターマイルド」がナンバー1。(宮城県宮本 敦子さん)

●9月号の「たばこの値上げ」に対して「OPやチラシなど出来る限策を」という記事を見て、Pに「長い間ありがとう」(青森県・松岡 奏さん)という文章を寄せました。たばこは、愛煙家のみなさまのため、そして、国・地方財政に寄与するために頑張っています。自民党たばこ議員連盟の先生、「たばこ」のために今後も頑張ってください。(山形県芦原 美喜子さん)



「お便利コーナー」の話題は厳しい事ばかりですが、クイズは「服の清涼剤」です。クイズの問題を考へるのは大変だと思えますが、今後ともよろしく。全国のたばこ屋さん、愛煙家のみなさまのため、そして、国・地方財政に寄与するために頑張っています。自民党たばこ議員連盟の先生、「たばこ」のために今後も頑張ってください。(山形県芦原 美喜子さん)

視点 未成年者喫煙防止問題を考える

未成年者の喫煙は、法律で厳しく禁じられています。とくに、2000年の改正未成年者喫煙禁止法(12月31日施行)、翌2001年の改正(12月12日に施行)では、当時の「喫煙」非行に特化するような社会風潮と関心の高さを反映してか、**関係機関等と協働**の取り組みに成果を挙げ、2008年以降減少傾向に転じ、2018年には11万人余にまで下がり、2007年に比べ81%の激減です。この数字は、販売店の地道な「売らない・買わせない・吸わせない」の「三不運動」の徹底や業界・行政・学校・ボランティア団体などが協働して取り組んだ啓発活動の成果といえます。

ところが、警察庁調べによると、少年の喫煙補導件数は、2007年には60万人強にまで増え続ける一方、2008年から2011年まで5回にわたり財務省・警察庁等から「対面販売時における年齢確認等の徹底」の要請文(行政指導)が全協などの各団体に発出されました。

こうした厳しい状況に対して全協を中心とするたばこ販売業界は、関係機関・団体等の協力を得た未成年者喫煙防止の強化月間の実施など地域社会への積極的な啓発活動を展開し、今日に至っています。その結果、少年の喫煙補導件数は2008年以降減少傾向に転じ、2018年には11万人余にまで下がり、2007年に比べ81%の激減です。この数字は、販売店の地道な「売らない・買わせない・吸わせない」の「三不運動」の徹底や業界・行政・学校・ボランティア団体などが協働して取り組んだ啓発活動の成果といえます。

2018年には11万人余にまで下がり、2007年に比べ81%の激減です。この数字は、販売店の地道な「売らない・買わせない・吸わせない」の「三不運動」の徹底や業界・行政・学校・ボランティア団体などが協働して取り組んだ啓発活動の成果といえます。

ここに来て新たな課題が浮上りました。2016年6月に施行された改正公職選挙法により、選挙権年齢が従来20歳以上から18歳以上に引き下げられたこと。更に1年半後の2022年4月1日には「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢を20歳から18歳に引き下げられることになり、18歳未満が未成年者ということになります。しかし、民法の成年年齢が18歳に引き下げられても満20歳未満は喫煙・飲酒は現行の未成年者喫煙禁止法が適用されます。法律名も「20歳未満者喫煙禁止三関スル法律」に改められます。これが重要なポイントとなります。

す。20歳未満の喫煙を禁止している現行法をそのままにし、例え成年年齢が18歳に引き下げられても、喫煙禁止は現行年齢20歳未満のままとなりません。喫煙禁止法では「20歳未満と認識しながらたばこ又は器具を販売した販売者」には、50万円以下の罰金、また、処罰の対象者を「実際に販売した従業者だけでなく、使用している小売店に対しても当該罰金を科す(両罰規定)とし、小売販売業の許可の営業停止等の行政処分のほか、法違反で罰金を科せられることとなります。

今回の選挙権年齢が18歳に引き下げられたこと、民法改正予定に伴い、本人のみならず、とすれば親権者、地域社会等に「成人(18歳以上)＝喫煙可能」の風潮が浸透することも想定されるだけに、たばこ販売店は、社会や親権者に「20歳未満の喫煙は法律で禁止されています」ということをしっかりと情報発信するとともに、従来以上に年間を通じて20歳未満の年齢確認の徹底やPOPの掲出などの姿勢を堅持しなければなりません。

なお、2018年の未成年者喫煙禁止法違反の検挙数は685件、うち親権者不制止549件、営業者の知情販売(未成年者と知りつつ販売)136件です。更なる少年の補導件数減少、法違反検挙数がゼロになることを目指す取り組みが必要です。(蒲 公英)



PayPayではじめよう!「キャッシュレス・消費者還元事業」

初期投資

月額固定費

決済システム
利用料¹

入金手数料²

すべて 無料 0%

(ユーザーが読み取る支払いの場合)

*1:ユーザーが読み取る支払いのみ対象です。2021年9月30日まで無料です
*2:入金手数料は、ジャパンネット銀行の場合は永年、その他銀行の場合は2020年6月30日まで無料です

ご氏名、フリガナ、店舗名(屋号名)、メールアドレス、
店舗情報(お電話・住所)

ご所属の連合会、または全国たばこ販売協同組合連合会まで
FAX: 0354766300 Email: cashless@zenkyou.or.jp

PayPay 営業訪問から約1ヶ月でご利用いただけます!

- 1 お申込み
- 2 PayPay 営業訪問
- 3 審査
- 4 キット送付
- 5 ご利用スタート

※詳細につきましては PayPay 営業担当者までご相談ください

全国たばこ販売協同組合連合会より | 広くお客様をカバーするためには複数のキャッシュレス決済の導入が必要です。クレジットカード、電子マネーにも対応可能な「楽天 Pay」の導入に関しては、楽天 Pay のホームページよりお申込みください。